



# 島根県報

令和3年7月26日（月）

号外 第 8 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

**告 示****島根県告示第504号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	広瀬荒島線	安来市西赤江町632番6地先から同町636番3地先まで	前	7.57～ 15.17	131.40	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	市道改良工事に伴う承認工事 拡幅
			後	7.57～ 22.08	131.40		

## 島根県告示第505号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	上意東揖屋線	松江市東出雲町上意東折坂2837番1地先から同町上意東北平2901番2地先まで	メートル 768.53	令和3年 7月26日	松江県土整備事務所	